明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（二〇一）　二
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二〇二）　二
○行政手続法施行令の一部を改正する政令（二〇三）　二
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（二〇四）　二
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約（二六）　三
〔省　令〕
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　三六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同七七）　三六
〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二六六）　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（外務省）

1　中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課及びアフリカ第二課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六一条及び第六二条関係）

2　この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇行政手続法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（総務省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一四号）の一部の施行に伴い、行政手続法（平成五年法律第八八号）第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、雇用保険法（昭和四九年法律第一一六号）第一八条第三項の命令等を追加等することとした。（第四条第一項関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（第一条関係）

㈠　N－（アダマンタン－一－イル）－一－（五－フルオロペンチル）－一H－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

㈡　二－（エチルアミノ）－一－（四－メチルフェニル）プロパン－一－オン及びその塩類

㈢　三・四－ジクロロ－N－［二－（ジメチルアミノ）シクロヘキシル］－N－メチルベンズアミド及びその塩類

㈣　二－フェニル－二－（ピペリジン－二－イル）酢酸エチルエステル及びその塩類

㈤　N－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）－N－フェニルブタンアミド及びその塩類

㈥　二－（メチルアミノ）－一－フェニルペンタン－一－オン及びその塩類

㈦　メチル＝二－［一－（シクロヘキシルメチル）－一H－インドール－三－カルボキサミド］－三・三－ジメチルブタノアート及びその塩類

㈧　N－メチル－一－（チオフェン－二－イル）プロパン－二－アミン及びその塩類

2　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第一条関係）

㈠　四－アニリノ－一－フェネチルピペリジン及びその塩類

㈡　一－フェネチルピペリジン－四－オン及びその塩類

3　次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第二条関係）

㈠　四－アニリノ－一－フェネチルピペリジン及びその塩類

㈡　一－フェネチルピペリジン－四－オン及びその塩類

4　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約（条約第二六号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とスロベニア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、スロベニア共和国においては法人の所得に対する租税及び個人の所得に対する租税に適用する。（第一条及び第二条関係）